

令和4年度 第1回甲賀市下水道審議会 概要報告

1. 開催日時 令和4年7月14日（木） 午後2時00分から午後3時10分まで
2. 開催場所 甲賀市役所 会議室301
3. 報告事項 令和3年度甲賀市下水道事業会計決算について
令和3年度一般会計決算について
4. その他
5. 公開又は非公開の別 公開
6. 出席者
委員 的場委員、森村委員、曾和委員、鵜飼委員、
寺井委員、脇阪委員、瀬古委員、 以上7名
事務局 上下水道部 中島部長、西田次長
下水道課 山中課長、小嶋課長補佐、
上下水道総務課 谷口課長、（伴課長補佐）、武村係長、望月係長
7. 傍聴者数 0人
8. 会議資料 別紙のとおり
9. 議事の概要

○出席委員数の報告

出席委員は10名中7名で、委員の過半数の出席であることから、甲賀市下水道審議会規則第4条第2項の規定により、会議が成立していることを事務局から報告

○会議内容の公開又は非公開について

会長 本日の会議内容の公開、非公開についてであります。当審議会は市の附属機関にあたりますので、公開が原則であります。

本日の資料には個人情報等非公開にしなければならない内容は含まれておりませんので、全て公開とし、議事録での発言者は個人名ではなく、委員として公開させていただきます。

（全員異議なし）

○議事、報告事項

事務局
(質疑) ——— 令和3年度甲賀市下水道事業会計決算について 資料1
収支計画

委員 資料がわかりにくい。説明の中でどこを読んで、それは何を意味しているのかわかるようお願いしたい。
職員給与費が22%減ったことについて、人員の減とはどういうことか。

事務局 説明がわかりにくく申し訳ございません。今後改善していきます。
上下水道部では、水道事業と公共下水道事業と農業集落排水事業の3つの会計があります。
人件費につきましては、会計間での人数の割振りにより、年度間で増減いたします。令和3年度につきましては、下水道事業から水道事業に割振りを変えたことにより減となっております。

会長 欠席者からの意見はありましたか。

事務局 欠席の方からのご意見はございませんでした。

会長 貸借対照表で、昨年度の増減を説明していたが、増減比較がわかるような表示するとわかりやすくなるかもしれないので少し工夫をお願いしたい。

事務局 増減比較等主だったところを抜き出すなど改善してまいります。

会長 料金改定について、期間が空きすぎるともう一度答申について審議する必要も出てくるかもしれない。決定ということではなく、見通しとしてはどのような思いを持っているのか。

事務局 事務局といたしましては、今年度中の議会に条例改正の上程をできればという思いです。
しかしそれ以降となりますと、事務局といたしましても時期は判りかねますので、その都度会長にご相談させていただきながら審議会へ諮らせていただきたいと思いますと考えております。

会長 目標としては、令和5年度から新しい料金体系でということですが。今後の状況でどのようになるかわかりませんが、時期が大きくずれるようでしたら答申の前提が崩れてくると思います。その時は委員の皆様にご相談させていただきますのでお願いします。

会長 特別利益の「湖南中部流域下水道維持管理負担金精算金」について説明を。

事務局 滋賀県流域下水道湖南中部処理区の汚水処理施設で汚水を処理いただくにあたり維持管理負担金を支出しています。経営計画期間が5年ごとであり、期間終了時に精算が行われます。今回は剰余金が発生して返還となり、予算当初では見込んでおりませんでした。特別利益として収入したものです。逆に不足が生じた場合には追加徴収もあり得ます。

事務局 ——— 令和3年度一般会計決算について 資料2
(質疑)

委員 過料とは何か。

事務局 下水道条例の中で排水設備等の工事は、指定工事店が行うと定めていますが、無断設置、指定工事店でない者が設置したものがそれぞれ1件ずつありましたので、それに対する過料となります。

委員 浄化槽設置事業について、歳入の国庫補助金で18基、県補助金では19基、歳出も19基となっているが、この差異は何か。

事務局 19基の中の1基は、浄化槽を新しくした更新設置となります。国の補助については新設のみが対象になりますので、この1基分が国の方には入っておりません。

委員 浄化槽維持管理事業補助が525基となっているが、補助金の最終年度はいつまでか。

事務局 取り組みを始めていただいてから12年間となります。今年度から取り組まれているところがありますので、これから12年間となります。

委員 未収について、若干でも残高として残るが、実質回収困難の場合に不納欠損はしないのか。また、未収残額が大きくなると、不公平感もあるように思うが。

事務局 未収金の回収に向けた取り組みは、少額の内にはアプローチし、高額になるまでに納めていただくことを基本としています。高額になってくる場合もございしますが、そのような方には粘り強く交渉を行うと共に、分納誓約等もとりながら回収にむけて進めております。

また、お客様センターにおいて料金回収業務を行っておりますが、回収が困難な件につきましては、担当課とセンターで協同しながら未収金を減らすよう進めております。

委員 資材等いろいろ高騰している中で、工事を発注する際に受ける側と金額が合わない場合は、どのような基準、考え方をしているのか。

事務局 一般的な工事については、国県が示している単価、歩掛に基づき算出していますが、現在の社会情勢に一定配慮しなさいという指示も出ております。
また、それ以外の定められていないものについては、その都度見積もりを徴収しその時の適正価格を算定しております。

委員 予算がオーバーしていくことにならないか。

事務局 その部分についても見極めが難しいかもしれませんが、そういった事も含めて見積もりを取らせていただいて予算化しているところです。
実施時に高額となった場合は、予算の範囲内で量の調整または事業内容の調整をしております。

会長 他に意見・質問もないようですので、報告事項を終了します。